

別表 1

鳥取県立米子産業体育館施設設備利用料金 新旧対比表

1 利用料金 『※ 下線のない料金体系は変更なし』

(1) 体育館利用料

区 分			単 位	金額 (旧)	金額 (新)	
専用利用	営利を目的 としない場 合	入場料その他これに類す るもの（以下「入場料 等」という。）を徴収しな いとき。	大体育館	全面 1 時間につき	<u>800 円</u>	<u>810 円</u>
				2 分の 1 面 1 時間につき	400 円	400 円
				3 分の 1 面 1 時間につき	200 円	200 円
			小体育館	全面 1 時間につき	200 円	200 円
		入場料等を徴収すると き。	大体育館	全面 1 時間につき	<u>1,600 円</u>	<u>1,620 円</u>
	小体育館		全面 1 時間につき	300 円	300 円	
	営利を目的 とする場合	入場料等を徴収しないと き。	大体育館	全面 1 時間につき	<u>28,000 円</u>	<u>28,510 円</u>
			小体育館	全面 1 時間につき	<u>7,000 円</u>	<u>7,120 円</u>
入場料等を徴収すると き。		大体育館	全面 1 時間につき	<u>40,000 円</u>	<u>40,740 円</u>	
		小体育館	全面 1 時間につき	<u>10,000 円</u>	<u>10,180 円</u>	
一般利用	一般		1 人 1 回につき	70 円	70 円	

(2) 会議室等利用料

区 分			単 位	金額 (旧)	金額 (新)	
フィットネ スルーム	一般 利用	回数券又は 1 月定期券によら ないで利用する場合	一般	1 人 1 回につき	300 円	300 円
			高校生以 下	1 人 1 回につき	200 円	200 円
		回数券により利用する場合	一般	回数券 11 枚につき	<u>3,000 円</u>	<u>3,050 円</u>
			高校生以 下	回数券 11 枚につき	<u>2,000 円</u>	<u>2,030 円</u>
		1 月定期券により利用する場 合	一般	1 人につき	<u>2,500 円</u>	<u>2,540 円</u>
			高校生以 下	1 人につき	<u>1,000 円</u>	<u>1,010 円</u>
中会議室	営利を目的と しない場合	入場料等を徴収しないとき。	1 時間につき	<u>700 円</u>	<u>710 円</u>	
		入場料等を徴収するとき。	1 時間につき	<u>950 円</u>	<u>960 円</u>	
	営利を目的と する場合	入場料等を徴収しないとき。	1 時間につき	<u>1,450 円</u>	<u>1,470 円</u>	
		入場料等を徴収するとき。	1 時間につき	<u>1,950 円</u>	<u>1,980 円</u>	
小会議室	営利を目的と しない場合	入場料等を徴収しないとき。	1 時間につき	250 円	250 円	
		入場料等を徴収するとき。	1 時間につき	350 円	350 円	
	営利を目的と する場合	入場料等を徴収しないとき。	1 時間につき	<u>550 円</u>	<u>560 円</u>	
		入場料等を徴収するとき。	1 時間につき	<u>700 円</u>	<u>710 円</u>	

(3) 設備利用料

ア 体育館等設備利用料

区 分	単 位	金 額 (旧)	金 額 (新)
バスケットボール用具	1組1回につき	<u>2,100 円</u>	<u>2,130 円</u>
バレーボール用具	1組1回につき	200 円	200 円
バドミントン用具	1組1回につき	50 円	50 円
テニス用具	1組1回につき	200 円	200 円
卓球用具	1組1回につき	100 円	100 円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額 (旧)	金 額 (新)
音響装置	一式1回につき	<u>1,050 円</u>	<u>1,060 円</u>
拡声装置	一式1回につき	<u>1,050 円</u>	<u>1,060 円</u>
舞台照明装置	一式1回につき	<u>1,050 円</u>	<u>1,060 円</u>
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	<u>1,050 円</u>	<u>1,060 円</u>
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200 円	200 円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30 円	30 円
シャワー	1人1回につき	30 円	30 円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10 円	10 円
長机 (体育館)	1脚1回につき	20 円	20 円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額 (1時間当たり) (旧)		金額 (1時間当たり) (新)	
	冷 房	暖 房	冷 房	暖 房
大体育館	<u>8,200 円</u>	<u>7,400 円</u>	<u>8,350 円</u>	<u>7,530 円</u>
小体育館	<u>2,000 円</u>	<u>1,500 円</u>	<u>2,030 円</u>	<u>1,520 円</u>
中会議室	400 円	<u>700 円</u>	400 円	<u>710 円</u>
小会議室	300 円	500 円	300 円	500 円

エ 電灯利用料

1時間1灯当たり 30円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 大体育館、小体育館、中会議室又は小会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)及び(2)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分	電灯数
-----	-----

大体育館	全面使用	24 灯
	2 分の 1 面使用	12 灯
	3 分の 1 面使用	8 灯
小体育館	全面使用	6 灯

- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 5 (2)の表において「1月定期券」とは、利用券の券面に記載された期間内において、これを提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。